

議会運営上の協議事項

No.	提案会派	協議事項	趣 旨
1	自由民主党	特別傍聴席の活用について	<p>現在の傍聴席は傾斜が急であり、高齢者や乳幼児連れの保護者には利用しにくい状態である。</p> <p>については、安全かつ気軽に本会議を傍聴できるように特別傍聴席を改修し、積極的に活用してはどうか。</p>
2	自由民主党	市立小中学校卒業式の日々の議会運営について	<p>本市、市立小中学校の卒業式は、2月定例会開会中であることから、議員は出席できない状況にある。</p> <p>また、地域とのかかわりが深い議員や関係職員から、ワーク・ライフ・バランスの観点も含め、卒業式に出席したいとの希望が増えている。</p> <p>わが子だけではなく、地域子ども達の成長や、本市の未来を支える児童・生徒の巣立ちを見守る意義は深い。</p> <p>以上のことから、2月定例会開会中の小中学校卒業式当日を休会日や午後開催にするなど議会運営について検討してはどうか。</p>
3	公明党	子供用傍聴席の設置について	<p>乳幼児を連れて本会議を傍聴しているときに子供が泣き出し、退席するケースが見られる。</p> <p>については、子供が泣いても安心して傍聴できるようにするため、防音設備を備えた傍聴席を設置してはどうか。</p>

4	日本共産党	<p>所属議員 1 人の会派（無所属議員を含む。）の発言時間について</p>	<p>所属議員 1 人の会派（無所属議員を含む。）の質疑、一般質疑及び一般質問の発言時間を 1 定例会あたり、それぞれ 15 分（年間 105 分）としてはどうか。</p> <p>また、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて 30 分以内とすることができることとし、このとき、質疑又は一般質問のいずれかしか繰り上げていない場合においては、次定例会で繰り上げていない質疑又は一般質問を行うことができることとする。</p>
5	委員長提案	<p>請願・陳情の取り扱いについて</p> <p>(1) 陳情の取扱基準の策定について</p> <p>(2) 請願・陳情の締め切り日の見直しについて</p>	<p>(1) 陳情で「請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理する。（先例 240）」とされている。</p> <p>近年、議会運営委員会の意見を聞いて処理されているものが増加していることから、その判断に客観性を持たせるため、陳情の取扱基準を策定、公表してはどうか。</p> <p>(2) 請願・陳情処理要綱では、「会期最終日及びその前 3 日間（予算議会ではその前 4 日間）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。」こととされている。(1)に該当するような陳情が締め切り日に提出された場合などは、極めて短い時間で処理しなければならないことから、処理時間を確保するため、請願・陳情の締め切り日を 2～3 日程度繰り上げてはどうか。</p>

No. 1 特別傍聴席の活用について	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在の傍聴席は傾斜が急であり、高齢者や乳幼児連れの保護者には利用しにくい状態である。

ついでには、安全かつ気軽に本会議を傍聴できるよう特別傍聴席を改修し、積極的に活用してはどうか。

No. 2 市立小中学校卒業式の日議会の運営について	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

本市、市立小中学校の卒業式は、2月定例会開会中であることから、議員は出席できない状況にある。

また、地域とのかかわりが深い議員や関係職員から、ワーク・ライフ・バランスの観点も含め、卒業式に出席したいとの希望が増えている。

わが子だけではなく、地域の子どもの成長や、本市の未来を支える児童・生徒の巣立ちを見守る意義は深い。

以上のことから、2月定例会開会中の小中学校卒業式当日を休会日や午後開催にするなど議会運営について検討してはどうか。

【関係規定】

会議規則第10条

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

先例 23

休会については、議会運営委員会で協議する。

No.3 子供用傍聴席の設置について

提出会派

公明党

【提案趣旨】

乳幼児を連れて本会議を傍聴しているときに子供が泣き出し、退席するケースが見られる。

については、子供が泣いても安心して傍聴できるようにするため、防音設備を備えた傍聴席を設置してはどうか。

No.4 所属議員1人の会派（無所属議員を含む。）の発言時間について	提出会派
	日本共産党

【提案趣旨】

所属議員1人の会派（無所属議員を含む。）の質疑、一般質疑及び一般質問の発言時間を1定例会あたり、それぞれ15分（年間105分）としてはどうか。

また、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができることとし、このとき、質疑又は一般質問のいずれかしか繰り上げていない場合においては、次定例会で繰り上げていない質疑又は一般質問を行うことができることとする。

【関係規定】

先例116

質疑者数は、代表質疑を除き、次の区分による。ただし、端数の0.5人については、一般質問の0.5人と合わせ、質疑又は一般質問のいずれかにおいて1人発言することができる。なお、一般質疑においては「2.5人以内」を「3人以内」、「3.5人以内」を「4人以内」、「4.5人以内」を「5人以内」とそれぞれ読み替える。

所属議員4人以下の会派は	1人以内
所属議員5人以上7人以下の会派は	2人以内
所属議員8人以上10人以下の会派は	2.5人以内
所属議員11人以上13人以下の会派は	3人以内
所属議員14人以上16人以下の会派は	3.5人以内
所属議員17人以上19人以下の会派は	4人以内
所属議員20人以上の会派は	4.5人以内

先例117

質疑（代表質疑を除く。）の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派（無所属を含む。）は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあつては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。その場合においては、次定例会において質疑及び一般質問をすることはできない。

先例117-2

所属議員1人の会派（無所属を含む。）は、一の定例会において、質疑（一般質疑を除く。）又は一般質問のいずれかを行うことができる。

先例124

一般質問における発言者数、発言時間及び発言順序決定の方法は、質疑（代表質疑を除く。）の例による。

<p>No.5 請願・陳情の取り扱いについて</p> <p>(1) 陳情の取扱基準の策定について</p> <p>(2) 請願・陳情の締め切り日の見直しについて</p>	<p>委員長提案</p>
---	--------------

【提案趣旨】

- (1) 陳情で「請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理する。(先例 240)」とされている。近年、議会運営委員会の意見を聞いて処理されているものが増加していることから、その判断に客観性を持たせるため、陳情の取扱基準を策定、公表してはどうか。
- (2) 請願・陳情処理要綱では、「会期最終日及びその前3日間（予算議会ではその前4日間）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。」こととされている。(1)に該当するような陳情が締め切り日に提出された場合などは、極めて短い時間で処理しなければならないことから、処理時間を確保するため、請願・陳情の締め切り日を2～3日程度繰り上げてはどうか。

【関係規定】

会議規則第 134 条

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処理するものとする。

先例 240

陳情書又はこれに類するものの内容が、請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理するものとする。

請願・陳情処理要綱 10

議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、会期最終日及びその前3日間（当初予算（暫定予算を除く。）を審議する議会においては、その前4日間とする。市の休日は算入しない。）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。

請願・陳情処理要綱 11

前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「その前3日間」とあるのは「その前7日間」とし、「その前4日間」とあるのは「その前8日間」とする。